

市議会定例会提出議案（藤沢市学校教育相談センター条例の制定）に同意することについて

次のとおり藤沢市学校教育相談センター条例の制定について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2007年（平成19年）11月 9日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この条例を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市学校教育相談センター条例の制定について
藤沢市学校教育相談センター条例を次のように定める。

2007年（平成19年）12月3日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市学校教育相談センター条例

（目的及び設置）

第1条 学校教育に関する教育相談等を行うため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき，次条の教育機関を設置する。

（名称及び位置）

第2条 教育機関の名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称	位 置
藤沢市学校教育相談センター	藤沢市善行七丁目7番24号

（職員）

第3条 藤沢市学校教育相談センターに，センター長その他必要な職員を置く。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか，藤沢市学校教育相談センターについて必要な事項は，教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は，公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、教育機関として藤沢市学校教育相談センターを設置する必要による。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。